

令和7年度 博多区地域包括ケア推進会議

日時：令和7年11月13日（木）18時～19時半
場所：博多区役所8階 大会議室

会議次第

I 開会

II 会長・副会長選出

III 議題

1 福岡市の高齢化と地域包括ケアの推進

2 博多区高齢者の概況

3 博多区高齢者の相談状況

4 認知症高齢者への支援業務

5 権利擁護業務

6 介護予防に関する取組み

7 その他の博多区の取組み

8 地域ケア会議の報告

- ・在宅医療・介護部会

- ・権利擁護部会

- ・生活支援・介護予防部会

IV 意見交換

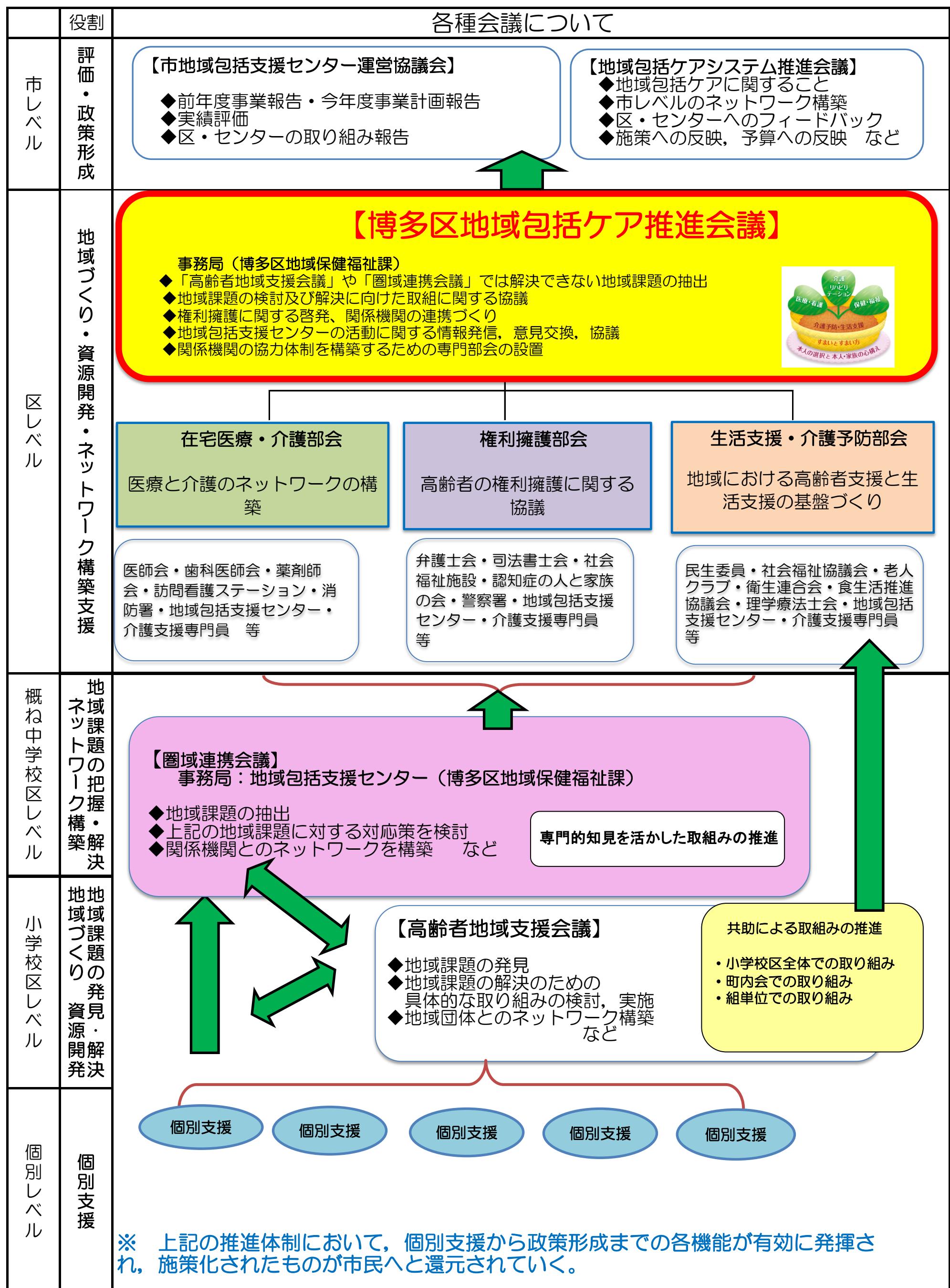
- ・委嘱委員（各所属団体）からの活動報告

- ・博多区の取組みに関するご意見・ご提案等

- ・福岡市レベルで検討が必要と思われること

V 閉会

博多区地域包括ケアシステム構築に関する会議



福岡市博多区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる博多区地域包括ケア推進会議(以下「区推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること
- (3) 区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること
- (4) 区の課題解決に必要な政策形成に関すること
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- (4) 福岡市

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 区推進会議には、会長、副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、区推進会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第 7 条 区推進会議は、必要に応じて次の部会(ワーキング会議)を設置する。

- (1) 在宅医療・介護部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 生活支援・介護予防部会
- (4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

- 2 原則として、各部会(ワーキング会議)の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第 8 条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第 9 条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他の会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 10 条 区推進会議の事務局を博多区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第 11 条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、博多区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 博多区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

福岡市博多区地域包括ケア推進会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市博多区地域包括ケア推進会議設置要綱第8条第2項に基づき、福岡市博多区地域包括ケア推進会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催15分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ検討会議等会長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(会議場に入ることのできない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は検討会議等の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は会議を傍聴するにあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、検討会議等が傍聴を認めない議題に関する協議等を行おうとするときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

様式

年	月	日
福岡市博多区地域包括ケア推進会議		
整理番号票		
NO. _____		
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。		

○博多区地域包括ケア推進会議委員名簿

委嘱任期:令和6年7月～令和9年6月

団体	氏名	所属・役職等	
医師会代表	住吉 康平	博多区医師会 会長(住吉クリニック院長) ※医師会伊勢川理事:在宅医療・介護部会長	
歯科医師会代表	加茂 公平	博多区歯科医師会 会長(加茂歯科医院院長)	
薬剤師会代表	吉村 宏	博多区薬剤師会 会長(アコー調剤薬局)	
弁護士会代表	塩飽 梨栄	福岡県弁護士会(福岡国際法律事務所) ※権利擁護部会長	
司法書士会代表	佐藤 直幸	福岡県司法書士会(佐藤直幸司法書士事務所)	
自治協議会長連絡協議会代表	木下 波雄	博多区自治協議会長連絡協議会 (月隈校区自治協議会会長)	
衛生連合会代表	石井 早苗	博多区衛生連合会 会長 (弥生校区衛生連合会代表理事)	
民生委員児童委員協議会代表	岡部 敏治	博多区民生委員児童委員協議会 会長	
社会福祉協議会代表	欠 員	博多区社会福祉協議会会長 ※生活支援・介護予防部会長	
老人クラブ連合会代表	木原 正道	博多区老人クラブ連合会 会長	
公民館館長会代表	松永 祐作	博多区公民館館長会(那珂南公民館長)	
認知症の人と家族の会 福岡県支部代表	大浦 香代子	(社)認知症の人と家族の会 福岡県支部 世話人	
福岡市老人福祉施設協議会代表	中村 孝也	博多区代表(アットホーム博多の森施設長)	
介護支援専門員ネットワーク代表	魚住 博美	ケアマネット博多 代表 (福岡医療団介護支援センター所長)	新任
訪問看護ステーション会代表	田崎 龍仁	博多区訪問看護ステーション会 (訪問看護ステーション ぴ～す月隈代表)	
博多警察署代表	山口 仁志	博多警察署 生活安全第1課長	新任
博多消防署代表	吉田 雅一	博多消防署 副署長	新任
博多区担当部長	園田 紀子	保健医療局健康医療部長	
博多区保健福祉センター長	松田 淳一郎	博多区保健福祉センター 所長	新任

○事務局

所属	氏名	役職等	
地域保健福祉課	首藤 実千代	地域保健福祉課長	
	今福 正二郎	地域福祉ネットワーク担当主査	
	木藤 弥生	権利擁護等担当主査	
	藤戸 由美	地域保健福祉第1係長	
	上田 里佳	地域包括ケア推進係長	
	坂口 裕美	地域包括ケア推進係	

○地域包括支援センター

所属	氏名	役職等	
博多第1いきいきセンターふくおか	大森 裕之	管理者	
博多第2いきいきセンターふくおか	秋山 美穂	管理者	
博多第3いきいきセンターふくおか	青木 洋	管理者	
博多第4いきいきセンターふくおか	木村 真由美	管理者	新任
博多第5いきいきセンターふくおか	岡崎 瞳	管理者	
博多第6いきいきセンターふくおか	西依 奈奈	管理者	新任
博多第7いきいきセンターふくおか	高宮 幸恵	管理者	新任
博多第8いきいきセンターふくおか	村田 由美	管理者	

博多区地域包括ケア推進会議及び各専門部会参加メンバー

令和7年度

1. 博多区地域包括ケア推進会議委嘱委員および各専門部会所属団体

No.	機関・団体名	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
1	博多区医師会	○		
2	博多区歯科医師会	○		
3	博多区薬剤師会	○		
4	博多区介護支援専門員ネットワーク(ケアマネット博多)	○	○	○
5	博多区訪問看護ステーション会	○		
6	博多区社会福祉協議会		○	
7	福岡市老人福祉施設協議会(博多区代表)			○
8	博多区自治協議会長会		○	
9	博多区老人クラブ連合会		○	
10	博多区民生委員児童委員協議会		○	○
11	博多区衛生連合会		○	
12	博多区公民館長会		○	
13	福岡県弁護士会(博多区代表)			○
14	福岡県司法書士会(博多区代表)			○
15	認知症の人と家族の会福岡県支部			○
16	博多警察署			○
17	博多消防署	○		
18	博多区保健福祉センター長			
19	博多区担当部長			

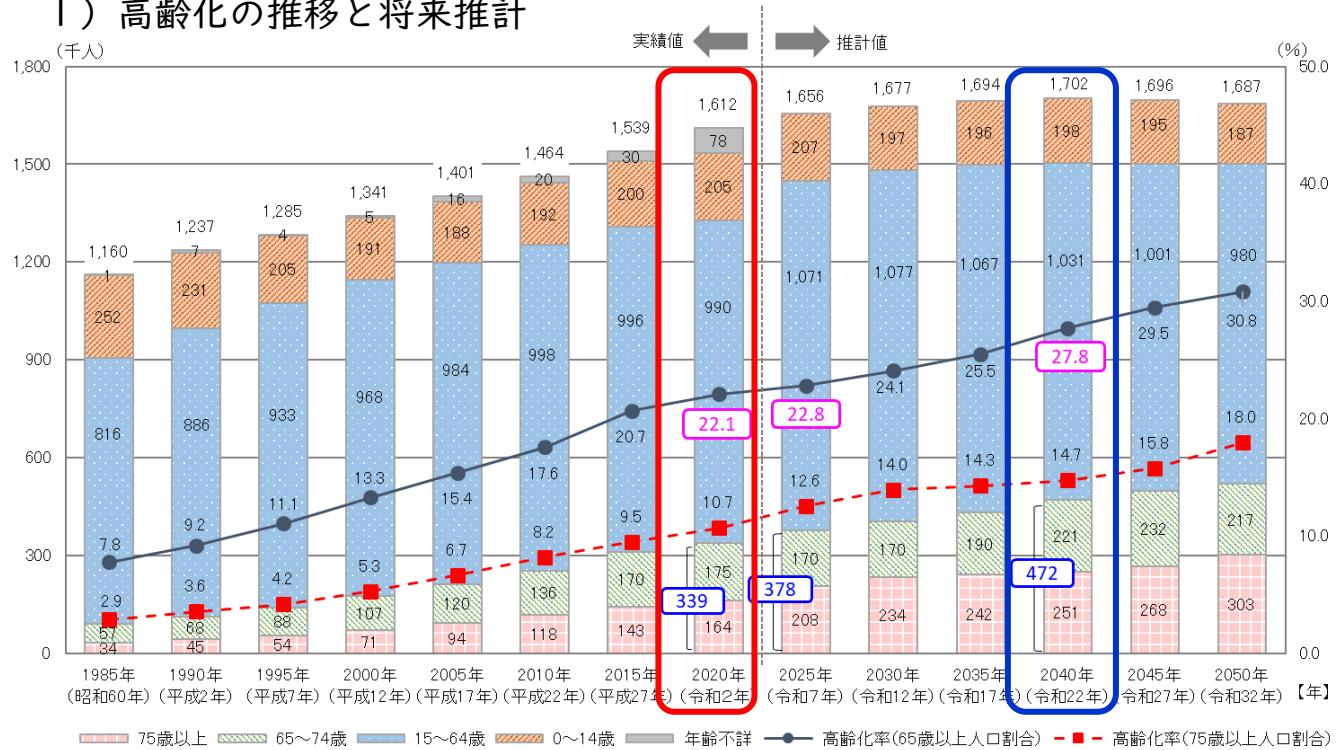
2. 各専門部会にのみ所属

機関・団体名	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
博多区食生活改善推進員協議会		○	
福岡県理学療法士会(博多区代表)		○	
博多区医療ソーシャルワーカー連絡会	○		
博多区事業所ネットワーク(ワンチームHAKATA)		○	
博多区社会福祉協議会事務局		○	○
博多区地域包括支援センター(2包括ずつ持ち回り)	第7・第8	第3・第4	第5・第6

事務局			
博多区保健福祉センター地域保健福祉課	地域包括ケア推進係	ネットワーク担当主査	権利擁護担当主査

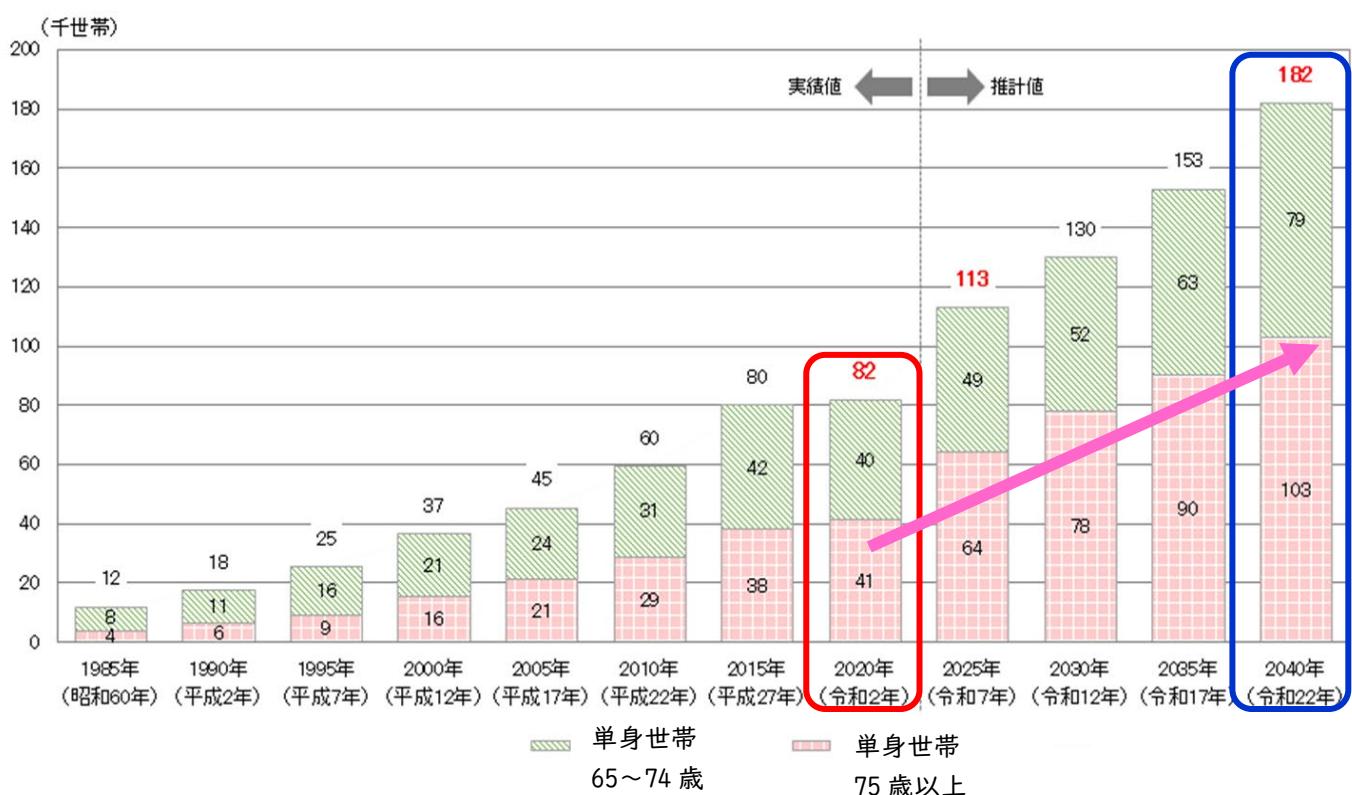
I 福岡市の高齢化と地域包括ケアの推進

I) 高齢化の推移と将来推計



福岡市の総人口は、2040年頃をピークに減少を迎える一方で、高齢者数は増加し続け、高齢化率は2050年頃30%を超えると見込まれています。

2) 高齢者の単身世帯数の推移と将来推計

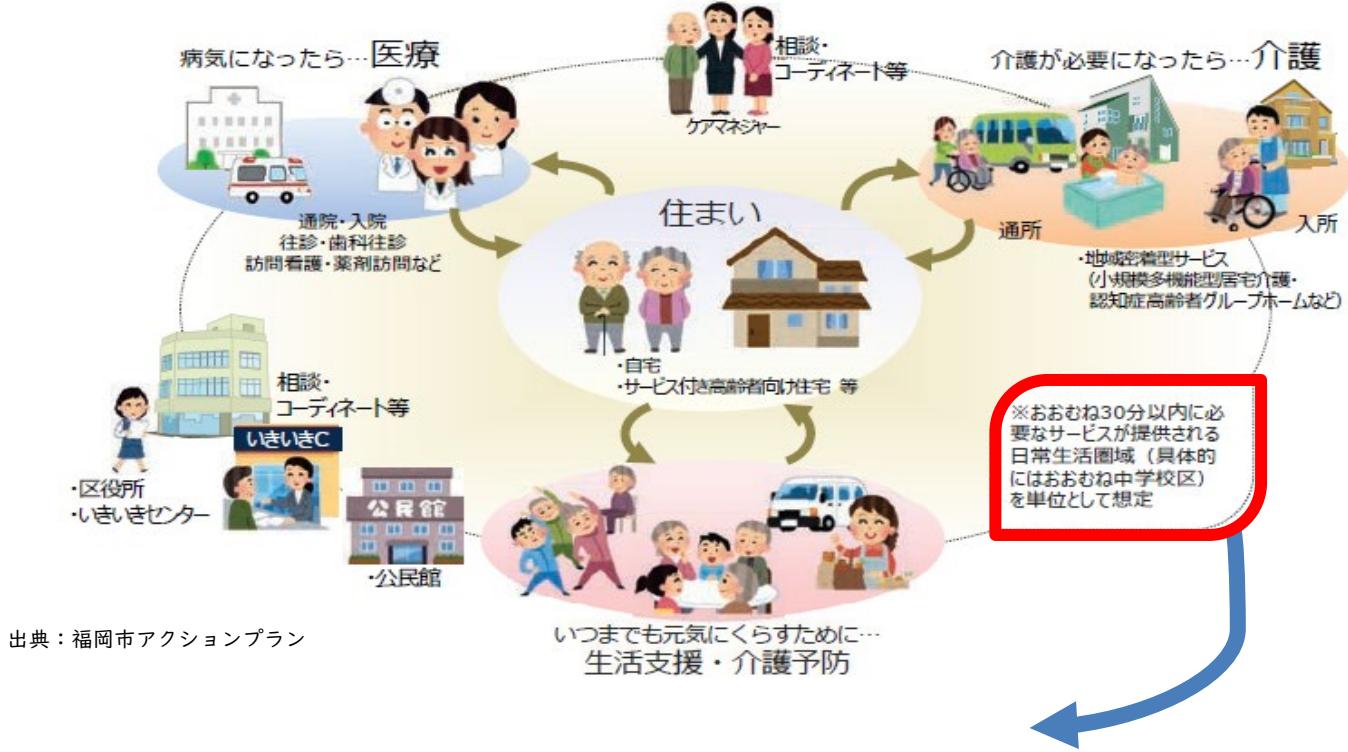


75歳以上の単身世帯が急増していくと予測されています。

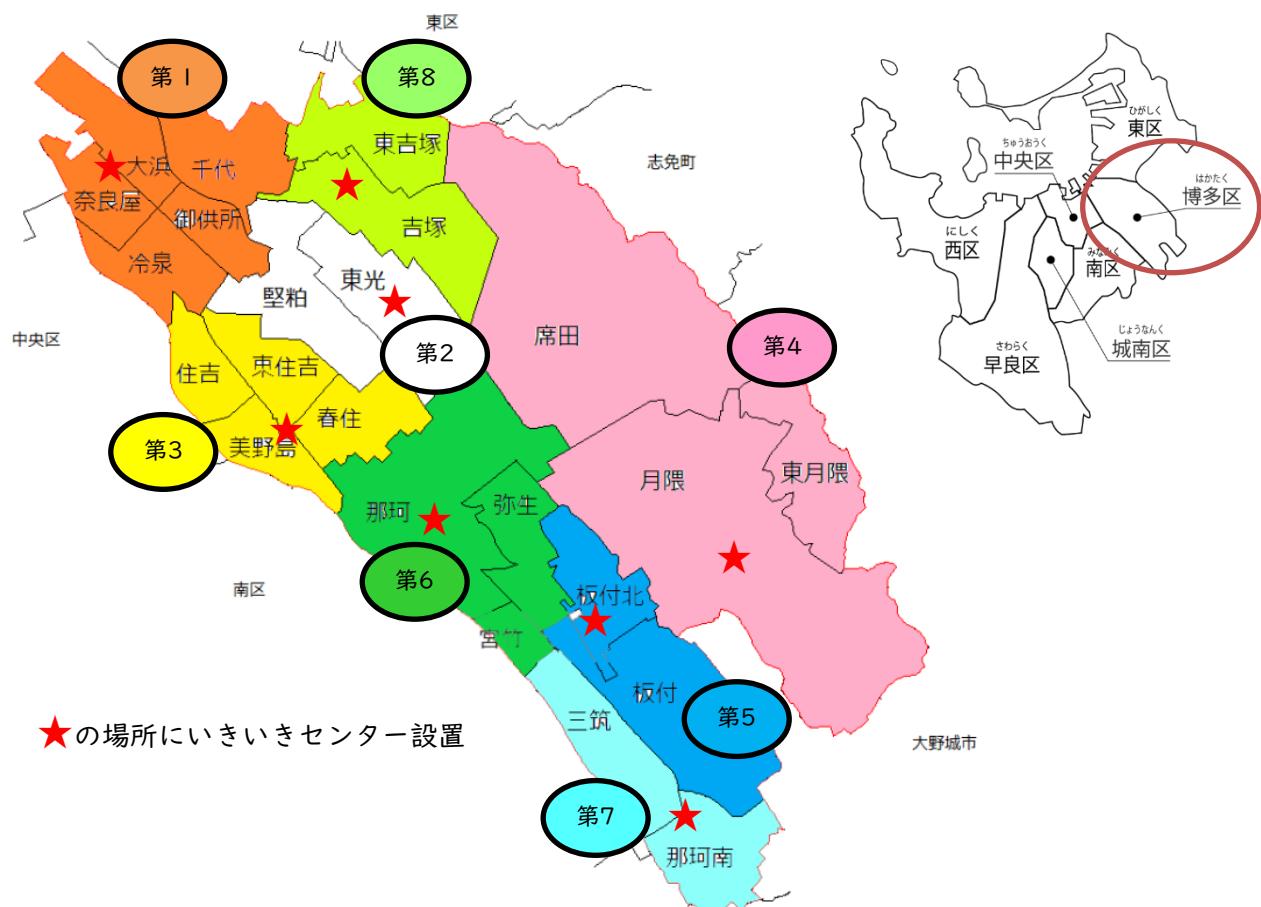
I) 2) グラフの出典：2020年（令和2年）以前は「国勢調査」（総務省）
2025（令和7年）以降は「福岡市の将来人口推計（令和6年4月）」（福岡市）

3) 地域包括ケアの推進

「高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまちを目指し、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいのサービスが、一体的に切れ目なく提供される」仕組みづくり



4) 博多区の地図といきいきセンター（地域包括支援センター）



2 博多区高齢者の概況

1) 高齢者人口・高齢化率（福岡市・各区の比較）

区分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総人口	1,556,703	316,867	233,201	194,923	262,217	125,471	219,638	204,386
65歳以上	357,261	73,130	43,384	38,501	62,767	32,765	55,648	51,066
構成比	22.9%	23.1%	18.6%	19.8%	23.9%	26.1%	25.3%	25.0%
順位	-	⑤	⑦	⑥	④	①	②	③
75歳以上	194,871	39,844	23,325	20,514	34,467	17,974	30,191	28,556
構成比	12.5%	12.6%	10.0%	10.5%	13.1%	14.3%	13.7%	14.0%
順位	-	⑤	⑦	⑥	④	①	③	②

R7年3月末時点 福岡市住民基本台帳登録人口（日本人）

博多区の高齢化率は、7区で最も低く18.6%です。

ただし、博多区では若い年齢層の転入により高齢化が抑えられていますが、居住年数の長い定住層でみた場合は、高齢化が進んでいると推測されます。

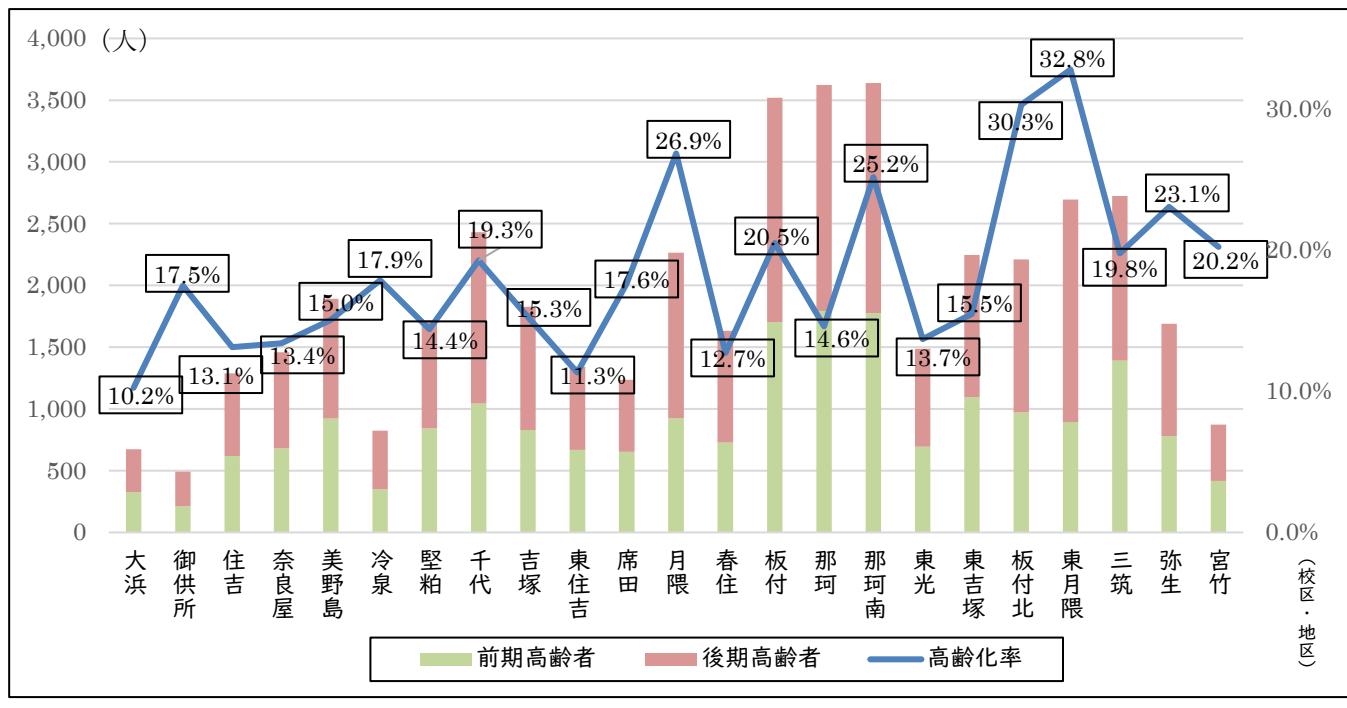
2) 高齢者がいる世帯のうち単身世帯の割合（福岡市・各区の比較）

区分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
65歳以上がいる世帯(A)	223,683	45,283	28,472	25,002	39,779	20,791	34,157	30,199
順位	-	①	⑤	⑥	②	⑦	③	④
65歳以上の単身世帯(B)	81,715	15,726	12,234	10,775	14,397	7,588	12,074	8,921
順位	-	①	③	⑤	②	⑦	④	⑥
高齢単身世帯率(B)/(A)	36.5%	34.7%	43.0%	43.1%	36.2%	36.5%	35.3%	29.5%
順位	-	⑥	②	①	④	③	⑤	⑦

(R2 国勢調査)

都心部である博多区と中央区の単身世帯数が4割以上と高率です。

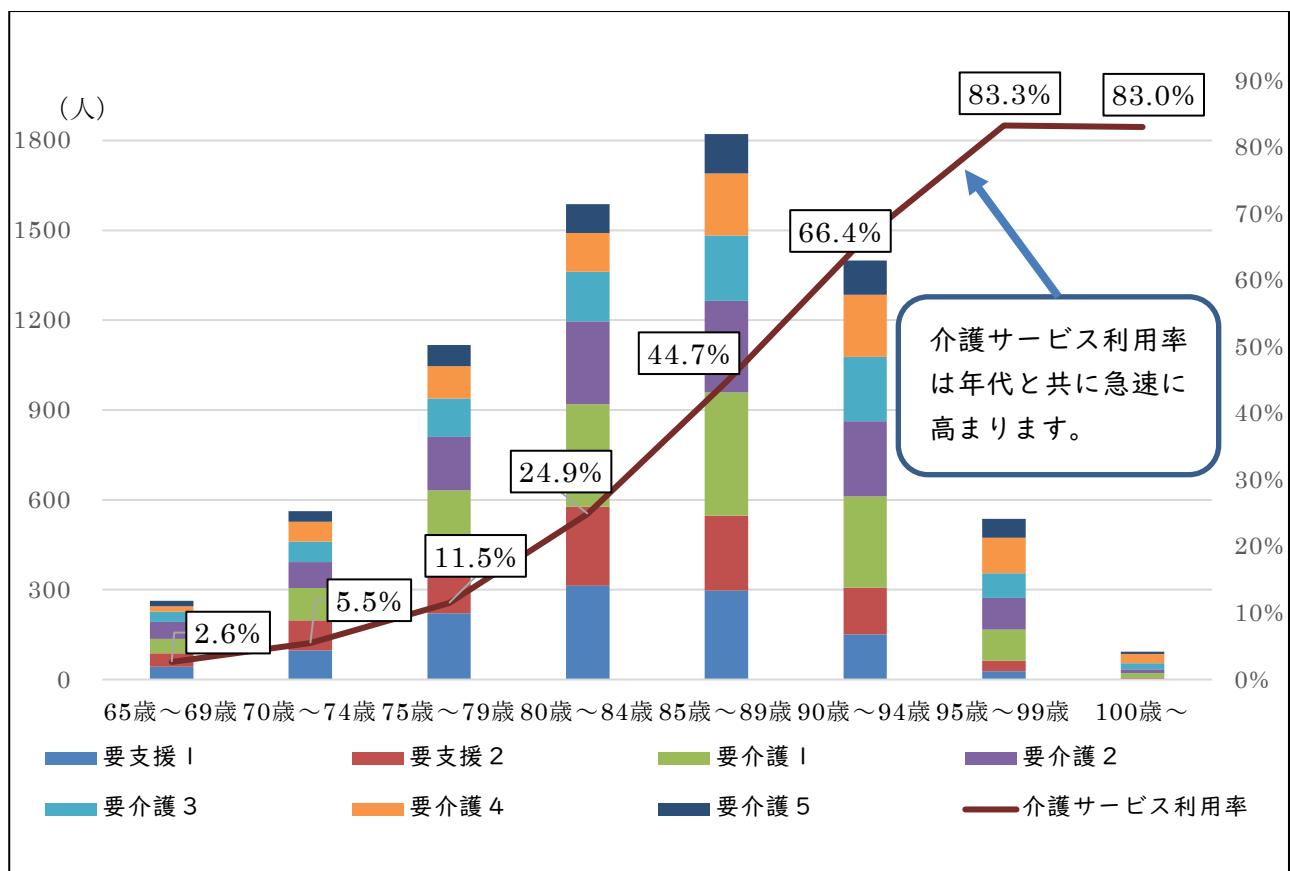
3) 校区別高齢者人口及び高齢化率 (R7年3月末時点 福岡市 careVISION より)



※前期高齢者：65歳以上 75歳未満 後期高齢者：75歳以上

4) 要介護認定者の状況 (R7年3月末時点 福岡市 careVISION より)

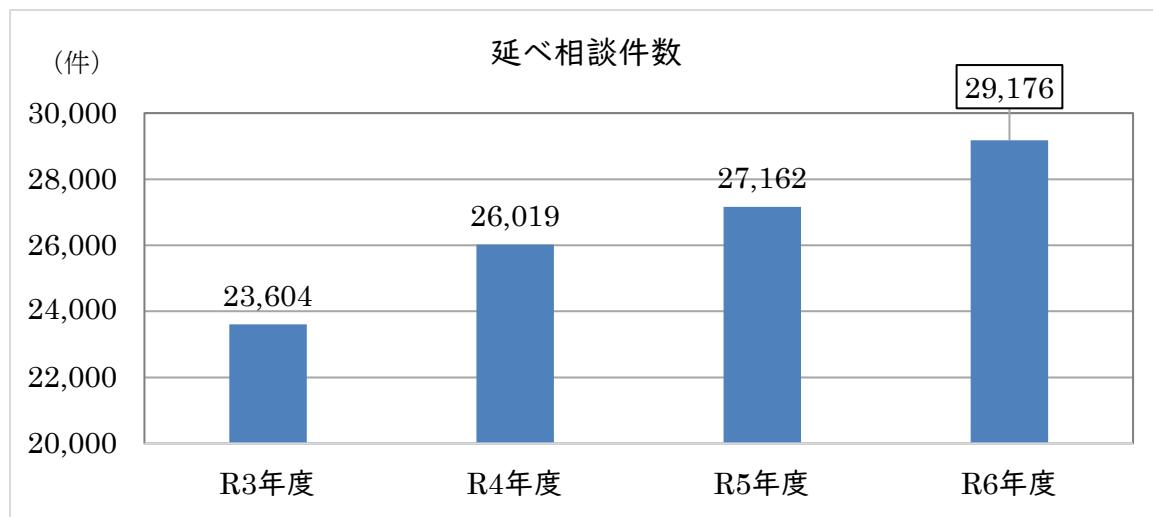
<年齢別介護サービス利用状況・率>



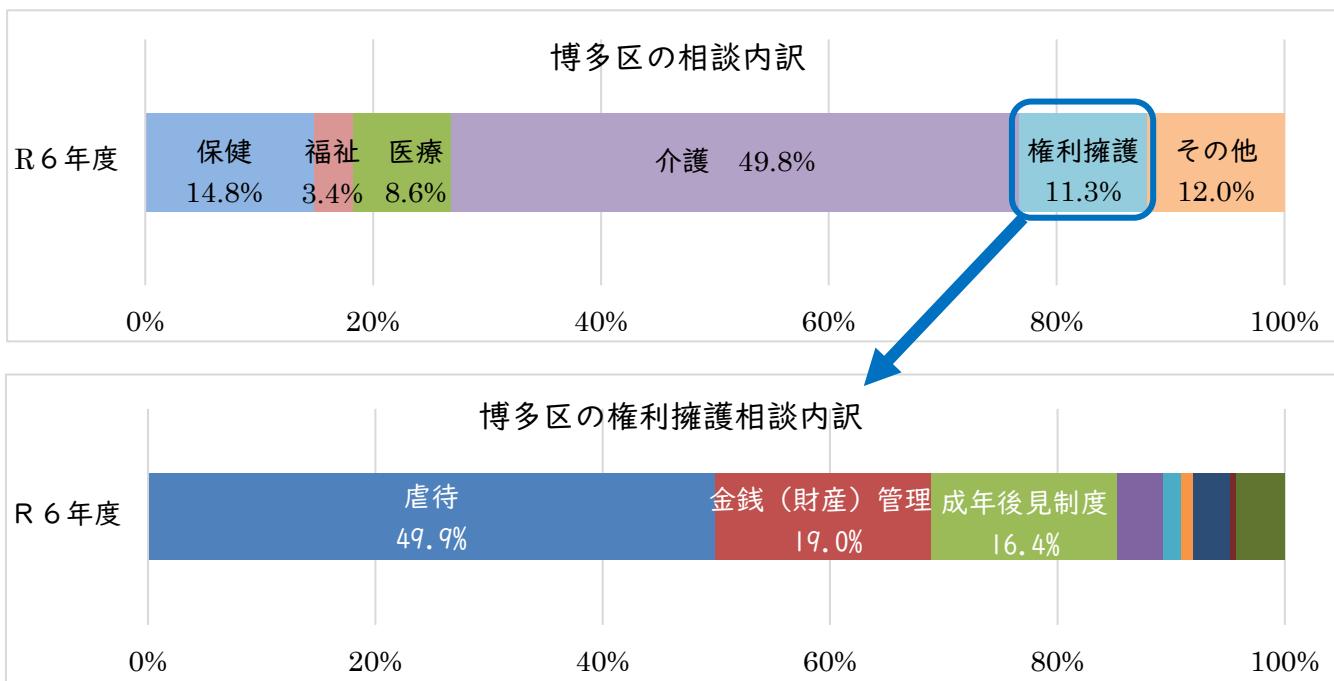
3 博多区高齢者の相談状況

1) 相談件数 (令和6年度)

	博多区
実相談件数	3,863件
延相談件数	29,176件



2) 相談内訳



【主な相談内容】

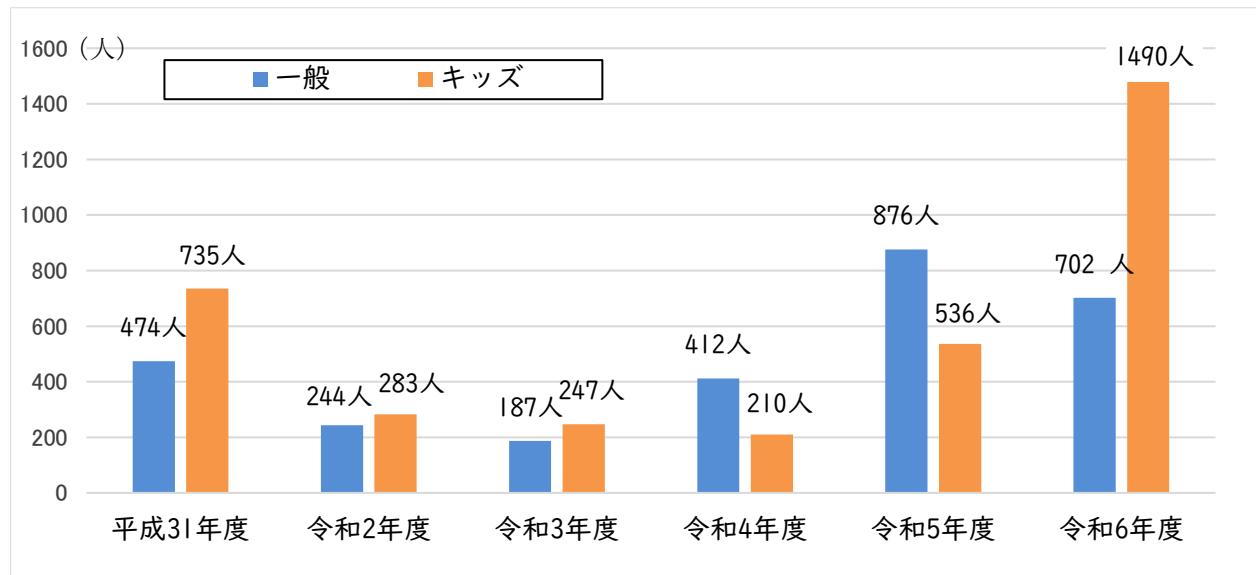
- 保健相談：認知症、健康管理、精神・アルコール相談、介護予防
- 福祉相談：生活困窮・経済問題、在宅福祉サービス
- 医療相談：治療、退院時連携、在宅医療
- 介護相談：介護保険の申請・認定・サービス、ケアプラン・ケアマネ
- 権利擁護相談：虐待、成年後見制度、金銭管理、DV・家庭内暴力

4 認知症高齢者への支援業務

1) 認知症サポーター養成講座

認知症の基本的知識や接し方のポイントについて学び、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」を養成する講座です。

＜認知症サポーター養成講座受講者数＞

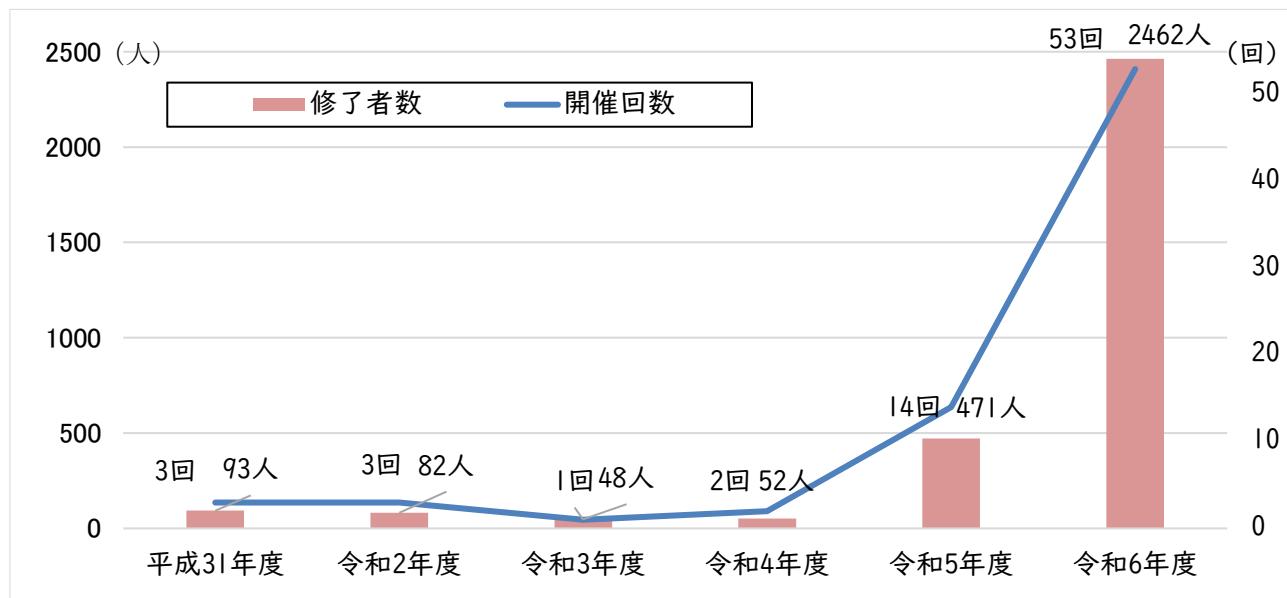


令和2~3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、令和5年度は以前の水準に戻り、開催数・受講者数は市内最多でした！令和6年度は区内全ての小学校と公民館で実施しました。

2) ユマニチュード®講座

ユマニチュードとは、認知症の人とスムーズにコミュニケーションを図る技法で、相手に自分が大切にされていることを感じ、理解してもらえるよう伝えるための「見る・話す・触れる・立つ」4つの技術をまとめたものです。

＜ユマニチュード講座開催回数・修了者数＞



令和6年度は、区内全ての小学校と公民館で講座を開催し、受講者が急増しました！
令和7年度は、区内全小学校および中学校でも実施予定です。
認知症や接し方について、子どもの頃からの学びが大切です。

3) 認知症初期集中支援チームによる支援状況

【目的】認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために「認知症初期集中支援チーム※」が認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応につなげる支援を行っている。
(平成29年度～モデル事業、平成31年度より全区へ配置)

※認知症初期集中支援チームとは

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

相談受付数 (R6年度)	支援実績				
	支援該当者	訪問	電話・メール	家族支援	関係機関との連絡調整
32	18	146	187	117	733

※支援実績には、電話・訪問時不在対応も含む。関係機関との連絡調整には、会議や啓発活動等も含む。

相談を受け、チームの助言により、介入する前に支援の方向性が整う場合もあります。
令和6年度の実績では、支援該当者18名に対して、平均66回の支援を経て、医療や介護サービスにつなげています。

5 権利擁護業務

1) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、住み慣れた家庭や地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの。また、地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者の生活の維持を図るもの。

2) 虐待事例対応（令和6年度）

- ・通報・相談を受け付け、コア会議を実施し、虐待の判断をする。
- ・月に1回、虐待事例・処遇困難事例進捗管理会議を開催し、問題点の整理や今後の支援方針の検討等を行う。

<R6年度虐待と判断したケース> ※速報値

① 虐待通報数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全市	241	285	342	396	481
博多区	27	33	36	47	57

② 被虐待者性別（人）

	男性	女性	計
全市	55	152	207
博多区	8	20	28

③ 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的	放任・放棄	心理的	性的	経済的	累計
全市	150	43	66	1	27	287
博多区	23	3	7	0	4	28

④ 虐待者（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	計
全市	43	22	80	48	3	0	7	4	5	212
博多区	7	6	9	4	0	0	2	0	0	28

<他機関との連携>

高齢者虐待事案通報票について

警察署において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報をすることとなっており、警察署が高齢者虐待と認知した全ての事案が通報される。

内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
通報票受理	3	6	9	8	14

3) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になる可能性のある認知症高齢者の方を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力のもとにネットワーク事業を行うもの。

内 容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録制度登録者数	105	102	97	127	149
高齢者捜してメール登録者数	82	79	68	89	98

4) 認知症高齢者一時保護事業

福岡市内で警察に保護された認知症の高齢者の中、身元判明、引き取りに時間を要す方で、栄養状態や睡眠など健康上の問題を含め身体介護を要する場合には特別養護老人ホームにおいて一時的に保護するもの。

内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時保護件数	1	0	0	0	1

5) 成年後見制度支援事業

身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申し立てを行うことにより、後見人による財産管理や身上監護などの支援を行う。

内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
成年後見制度に関する相談件数	342	381	606	834	658
市長申立件数	6	6	6	11	12

※相談件数は区とセンター延数

6) 被虐待高齢者一時保護事業

養護者からの虐待により、生命または身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる高齢者を老人福祉施設等に一時的に保護し、高齢者の安全を確保することを目的とするもの。

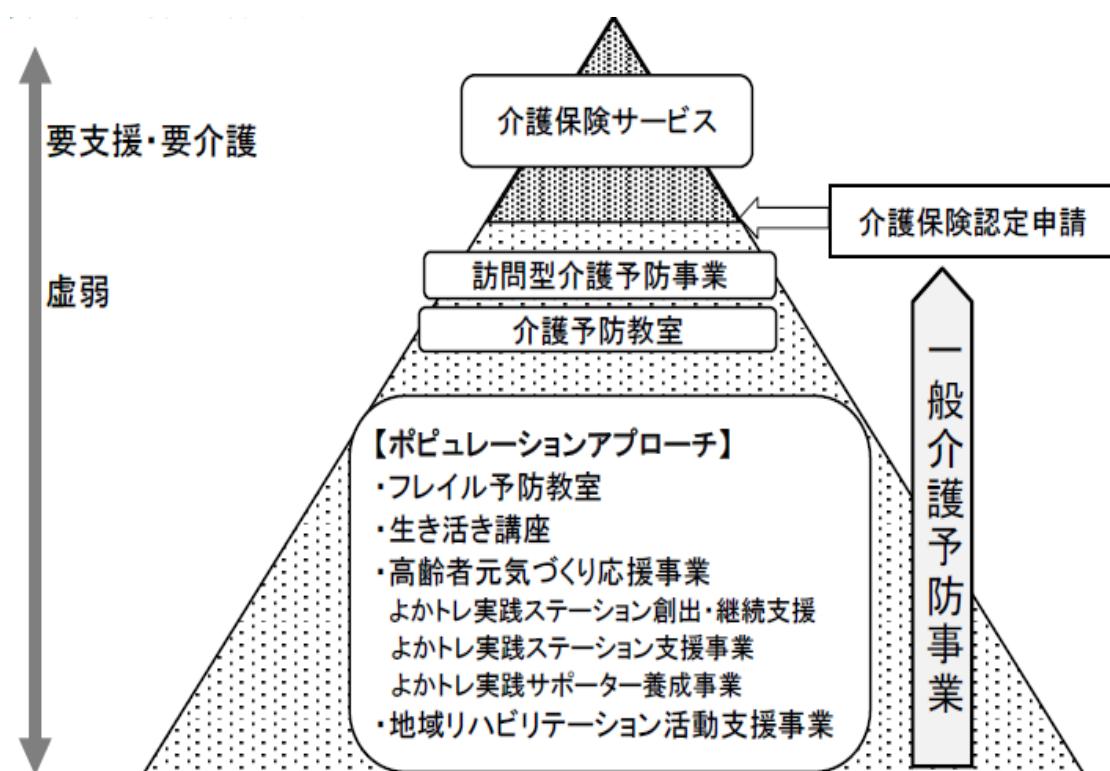
内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時保護件数	-	-	0	0	0

6 介護予防に関する取組み

高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、健康づくり・介護予防の知識の普及啓発を行う。

(令和6年度実績)

事業名	内容	実施数
フレイル予防教室	フレイル予防を目的とした講座や運動等のプログラムを実施する。	16回 181名
生き活き講座	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域へ出向いて実施する。	190回 3,137名
オーラルフレイル予防にむけた取組み	区歯科医師会と協働でリーフレットを作成し、全校区でオーラルフレイル予防教育の開催を目指す。	74回 1,518名
地域リハビリテーション活動支援事業【委託】	介護予防に取り組む団体に年1~2回理学療法士等を派遣し、運動等に関する知識の提供、体力評価等を行う。	20回 202名
訪問型介護予防事業	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、家庭訪問により介護予防や生活習慣病予防についてアドバイスを行う。	対象者なし
介護予防教室【委託】	自宅ができる運動を中心として、口腔や栄養等のフレイル予防に関するプログラムを実施する。	45回 335名



7 その他の博多区の取組み

1) 在宅医療・介護連携や多職種連携の推進に向けた取組み等

(令和6年度実績)

	取組み	具体的な内容
医師会共催	多職種連携研修会 (専門職向け)	テーマ ① オーラルフレイルと口腔機能低下の概要および予防について (52名参加) ② 在宅医療での認知症への対応 (80名参加) ③ 骨粗鬆症の診断と治療 (68名参加)
	地域包括ケアシステム フォーラム (市民向け)	講師3名による市民向けフォーラムの開催 テーマ 「災害と在宅医療」 (54名参加)
職能団体	ケアマネット博多	役員会、総会、定例会を開催。(5回 102名) 研修会「介護診療報酬改定について」 「在宅医療とのさらなる連携における」
	博多区訪問看護ステーション会	定例会、交流会を開催。(4回 68名) ・災害時の連携体制、連携型BCPの実施に向けて ・地域包括ケアシステム構築に向けた訪看の役割等協議
	博多区MSW交流会	交流会、情報交換会を開催。(2回 36名) ・認知症初期集中支援チームについて ・身寄りのない方の入退院支援のあり方
	地域毎の事業所ネットワーク定例会	各事業所ネットワークが定例会を開催し、活動状況の共有や今後の事業展開を協議する。(22回 394名)
ネットワークづくり	ワンチームHAKATA 世話人会	事業所ネットワークの連合体「ワンチームHAKATA」の世話人による情報共有や後方支援を行っている。(9回延104名)
	事業所ネットワークワンチームHAKATA定例会	① キャラバンメイト・事業所ネットワーク交流会 36名 ② ワンチームHAKATA定例会 34名
	障がい者支援機関との ネットワークづくり	年2回開催 (障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、 障がいサービス事業所など)
	校区情報交換会	全22校区 年2回開催。 地域支援課、校区担当保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会が、校区(地区)の実情や住民ニーズに沿ったより良い支援を行うための意見交換会を実施。

2) 地域ケア会議

「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を目指すことで、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを進めている。

各会議で抽出された課題・意見	
区 レ ベル	<p>【地域包括ケア推進会議】R6.11/26 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の推進と救急医療ひっ迫緩和のための平日昼間受診の普及 ・身寄りのない方、支援者のいない方へのACPの普及、有事の際の備え ・必要な方への成年後見制度の利用促進と市民への普及啓発 ・単身高齢者世帯問題や複合課題に対応するための多機関連携強化と地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域支援者の担い手不足の解消、なり手の負担軽減 <p>【在宅医療・介護部会】R7.9/3 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療体制の課題と対応策の検討 ・多職種連携の質の向上（医療・歯科診療・薬剤・看護・介護・救急対応等） ・災害時における医療と介護の備え（医薬品供給の安定化、災害時BCPの確立、避難行動要支援者名簿の活用等） <p>【権利擁護部会】R7.10/10 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・認知症の進行に伴う権利擁護支援のニーズの高まり ・本人意思を尊重した成年後見制度の活用 ・地域・専門職・行政・司法の連携による持続可能な仕組みづくり <p>【生活支援・介護予防部会】R7.9/11 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等身近な場所での高齢者支援活動や通いの場の充実 ・地域課題に特化した移動支援事業【席田・月隈・東月隈乗合いタクシー‘のりタク’】 ・事業所ネットワークによる地域貢献活動の推進・ユマニチュードによるまちづくり ・オーラルフレイル予防・よかトレの取り組み・地域の担い手不足 <p>【圏域連携会議】(R6年度5回開催) 第1.3.6.7.8 包括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症支援活動の展開・インフォーマルサービス支援 ・孤立しないまちづくりを考えるワークショップ・まちの縁結び ・8050問題・引きこもりの子を抱える高齢者への支援
中 学 校 圏 域	<p>【高齢者地域支援会議】(R6年度62回開催) 第1.2.3.4.5.6 包括、全22校区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる高齢者への支援の実際・エンディングノートの活用 ・事業所ネットワークの活用・地域課題の抽出と地域連携について
小 学 校 圏 域	<p>【個別支援会議】(R6年度68回開催、介護予防型個別支援会議16回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソン不在・認知症疑い・ごみ問題・ペット多頭飼育問題・ACP支援 ・精神疾患あり・介護負担あり・虐待・権利侵害・経済困窮他
個 別	



強化した取組み等

- 専門職向け 成年後見制度活用研修・虐待対応研修
- 災害の備え（BCP等）に関する情報共有・取組み
- 認知症にやさしいまちづくりのための取組み（講座、啓発等）
- ACPの普及・講座等の開催

3) 博多区で対応した事例の報告 (別紙・回収)

「地域包括ケアシステムで支えられた認知症高齢者への支援の実際」

第6いきいきセンター管理者より

8 地域ケア会議の報告

・在宅医療・介護部会 博多区訪問看護ステーション会代表 田崎委員より

・権利擁護部会 福岡県弁護士会代表 塩飽委員より

・生活支援・介護予防部会 博多区自治協議会長連絡協議会 代表 木下委員より

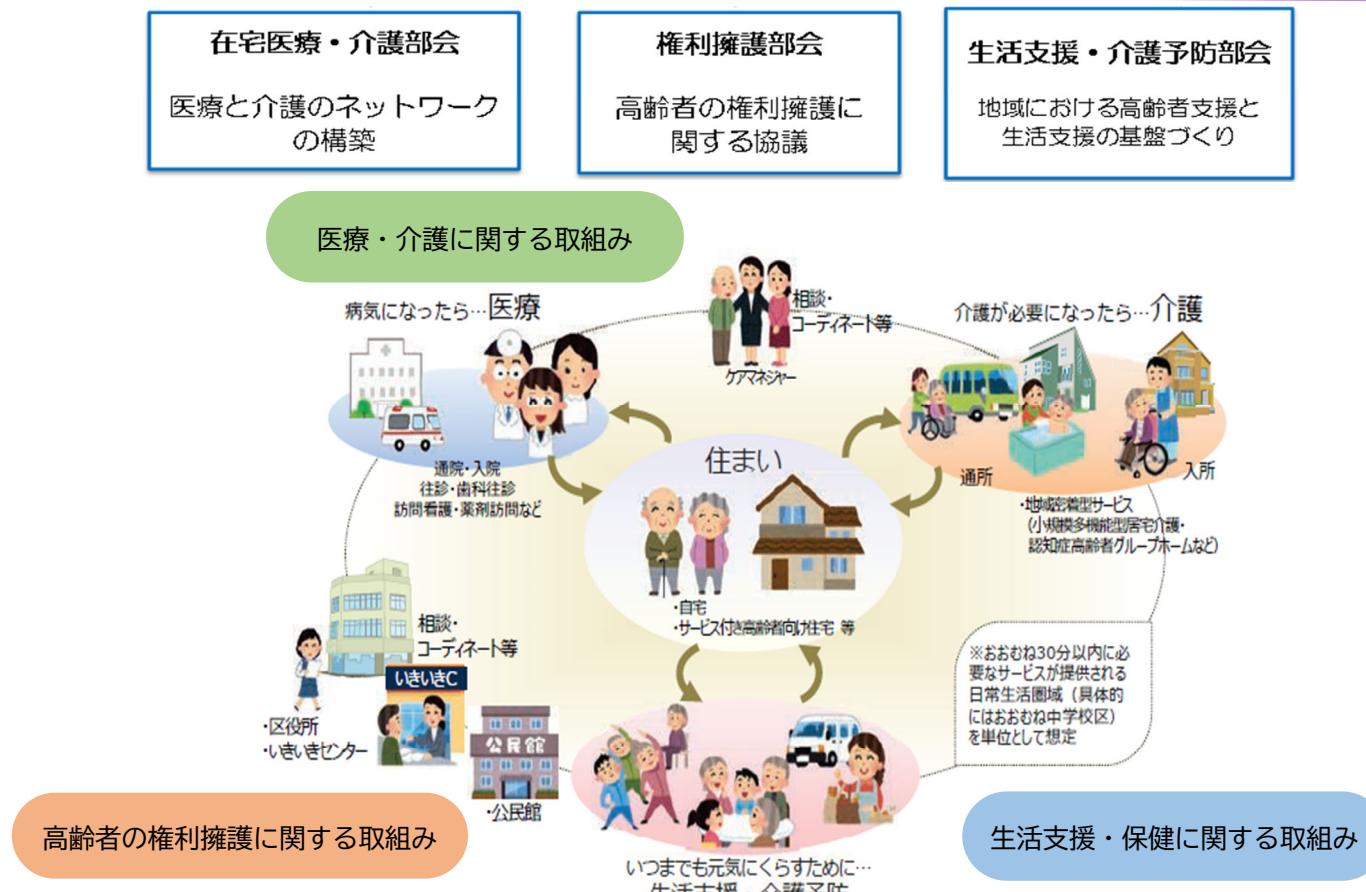
意見交換

- ・委嘱委員（各所属団体）からの活動報告
- ・博多区の取組みに関するご意見・ご提案等
- ・福岡市レベルで検討が必要と思われること

【各委嘱委員からの配布物】

- 1) 司法書士会「地域包括支援センター窓口委員」チラシ
- 2) 自治協議会長連絡協議会 乗合いタクシー入会パンフレット
- 3) 認知症の人と家族の会 会報 たんぽぽ・ぽーれぽーれ
- 4) 博多区訪問看護ステーション会 活動案内
- 5) 博多警察署 特殊詐欺予防啓発チラシ
- 6) 博多消防署 マイナ救急の取組みに関するご案内

博多区 10年間の歩み ~博多区地域包括ケアシステム~



1

博多区 10年間の歩み

医療・介護に関する取組み

- 2015年 H27
 - 市民啓発のための市民公開講座
 - H27～[多職種連携研修会開催 \(医師会委託\)](#)
 - 同一業種による連絡会の開催 (ケアマネ、訪問看護ステーション、MSW)
 - H29『認知症初期集中支援チーム』のモデル設置 (博多区・早良区)
 - H29博多区在宅医療・介護出前講座の本格実施
→事業所ネットワーク立ち上げ支援のきっかけとなる。
- 2018年 H30
 - H30職能団体による意見交換会の実施
 - R1 [『認知症初期集中支援チーム』全区7チーム展開](#)
 - R2～在宅医療に関する市民啓発の充実
(コロナ禍でも活用できるよう書面での啓発ツールの作成)
- 2021年 R3
 - R4～医療機関・居宅介護支援事業所等の巡回
 - R4 多職種リーダー会議を経て認知症をテーマに市民啓発講座を開催
 - R4～障がい者支援機関とのネットワークづくり
 - R4～在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置 (医師会委託)
 - R6 職能団体による意見交換会 (コロナで中止後、再開)
 - R6 救急医療適正利用の推進
 - R6～[医療・介護の多職種リーダーによる実行委員会の開催](#)
 - R7 職能団体のスキルアップ研修 (虐待対応、成年後見、BCP他)
 - R7 訪問看護ステーション会・ケアマネ会 ([連携型BCPの展開](#)を模索中)
- 2025年 R7

2

博多区 10年間の歩み

高齢者の権利擁護に関する取組み

- 2015年 H27
 - H17年～厚労省『認知症サポーター養成講座』の展開
 - H29～健康フェスティバルでの認知症・在宅介護等の普及・啓発講座の展開
 - H30年～『ユマニチュード講座』の展開
- 2018年 H30
 - H30～ACPの愛称が「人生会議」に決定 (厚労省) [ACPの普及・促進](#)
 - R3 薬剤師会との高齢者見守り連携体制の啓発
 - R3～[成年後見推進センターを開設](#)
- 2021年 R3
 - R4～虐待高齢者一時保護事業の開始
 - R4～成年後見人等の報酬助成を拡充
 - R4～権利擁護支援ネットワーク協議会を設置
 - R4～[市民後見人の活動が開始](#)
- 2025年 R7
 - R5～休日・夜間虐待高齢者通報ダイヤルの設置
 - R6 気づき・つながる権利擁護研修の開催
 - R6～ユマニチュード・認知症サポーター養成講座の全区・全校区展開

3

博多区 10年間の歩み

生活支援・保健に関する取組み

- 2015年 H27
 - H26～校区主導による[校区プランの作成開始](#)
 - ふれあいネットワークの活動、ふれあいサロンの充実
- 2018年 H30
 - H28 圏域連携会議の充実
 - H29～事業所ネットワークの発足
 - H29～よかトレ実践ステーションの登録開始
 - 生活支援ボランティアグループの充実
- 2021年 R3
 - H30～『買い物支援・家族介護者の集い』の新設
 - R1～[事業所ネットワーク「ワンチームHAKATA」の発足](#)
 - R3～施設版よかトレ実践ステーションの拡充
(歯科医院・薬局・公民館 他)
- 2025年 R7
 - R3～[オーラルフレイル啓発の取組み](#)
 - R7 [事業所ネットワーク全8圏域で発足](#)

4

地域ケア会議での検討内容の変遷

●個別支援会議 検討内容

- 年度によらず、認知症単身高齢者に関する相談が多い。これに関連して、キーパーソン不在の高齢者への対応や金銭管理に関する課題も多くあげられている。
- 一方で、家族へも支援が必要な方や安否確認が必要だが介入が困難な方、精神症状が強い方など、関わりや支援が困難な方の相談もあげられている。

●高齢者地域支援会議 検討内容

- 高齢者の実態・課題について意見交換し、地域で高齢者を支えるための解決策の検討、取組みをおこなった。
- 「現状・取組方向の見える化を通じた校区の機運づくり」を目的に、各校区で「校区プラン」を作成し、校区課題への検討や振り返りなどに力を入れている。

●圏域連携会議 検討内容

- 平成27~29年度にかけて、それぞれの圏域の特性に応じたテーマを設定し、地域課題の抽出、解決策や社会資源の検討をおこなった。
- 平成30年度~令和元年度は、これまでの検討結果を踏まえ「医療・介護の専門職と地域の支援者の連携」の重要性を再確認し、さらなる強化を目的に、民生委員にも参加を得て、互いの役割を理解しあったり、地域の困りごと、ニーズについて意見交換をおこなった。
- 令和2年度以降は、コロナ禍での高齢者支援や多職種連携についてや、多問題家族や、支援を拒否する高齢者をテーマとして意見交換や支援の必要性を共有した。

●区レベルの地域ケア会議（地域包括ケア推進会議、部会） 検討内容

- 地域ケア会議から抽出された課題について、区で取り組む事項、市への提出事項等について検討をおこなった。
- 平成29年度頃は、認知症初期集中支援チームの活動や介護予防・生活支援のメニュー、生活支援ボランティア等について意見交換をおこなった。
- 平成30~令和元年度は、支援のなかで個人情報の取り扱いに苦慮しているという課題に対し、課題の共有とともに「個人情報保護の法的解釈」に関する研修も実施した。
- 令和2年度以降は、コロナ禍における各団体の活動に関する情報共有をおこなうなかで、各団体の連携やつながりが重要であることを改めて確認し合う機会となった。また、ACPの啓発、キーパーソン不在の高齢者支援、フレイル予防などにおいても、団体間が連携しながら関わっていく必要があることを確認した。

住民同士の助け合い・支えあい活動(小学校区レベル)

校区課題・目標の見える化

校区プランを活用した取組み

- 各校区において、高齢者地域支援会議の状況や校区目標などを整理し、活動や支援のすそ野を広げる取組みを推進した。
- 見える化による活動の具体化として、校区カフェ・サロンの立ち上げや介護予防活動の定例化につながった。

認知症に関する取組み

- 認知症にやさしいまちづくりを目指して、事業所ネットワークや関係機関等と連携し、認知症サポーター養成講座やユマニチュード講座の積極的な開催を支援している。

地域の支えあい活動の充実

- 校区プランを活用し、よかトレ実践ステーションの登録、ふれあいサロンの開設、見守りマップの作成・更新などの充実に向けた取組みをおこなっている。

その他の在宅医療・介護連携の推進に関する取組み

同一職種による連絡会

市民向け講演会・啓発

- 区内の訪問看護ステーション、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカーなど各職能団体が、単独または合同で意見交換、研修会、事例検討会などを定期開催している。

- 在宅医療・介護、防災、セカンドライフ、終活など、様々なテーマを設けセミナーを実施している。
- コロナ禍において開催が見送られた際には、在宅医療の市民啓発ツールを作成した。

区地域包括ケア推進のための連絡会

- 校区情報交換会として、校区・地区を担当する多職種が集まり、意見交換会を実施。
- 関係部署をメンバーとする区地域包括ケア推進プロジェクト会議を年2回開催し、課題等の協議や情報交換を行うことにより、博多区の「地域包括ケアシステム」の円滑な推進を図った。

事業所ネットワーク ワンチームHAKATA

- 事業所ネットワークの立ち上げにより、出前講座や認知症サポーター養成講座の活発な活動につながった。
- 圏域を越えた事業所ネットワークの相互連携を目指して、ワンチームHAKATAの立ち上げにつながった。

10年間での特徴ある取組み

●校区主体の校区プランの作成

- 博多区は校区・地区ごとに、高齢化、単身向けマンションの建設や新規住民の転入など、地域特性を捉えた取組みの推進が求められる。
- そこで、校区ごとに自治協・社協等が連携し、校区の高齢化の課題や解決策を話し合って、その結果を「校区プラン」にまとめる取組みを進めてきた。プラン作成後は、振り返りをおこない、介護予防・生活支援の支え合いの取組みが推進されている。

<プラン例>



●博多区事業所ネットワーク

「ワンチームHAKATA」の活動支援

- 地域包括ケア推進のための市民啓発として出前講座を展開する中で、医療と介護の事業所が地域貢献活動の一環として活動展開できる仕組みづくりを行った。
- 事業所ネットワークの連合体として「ワンチームHAKATA」を立ち上げ、圏域を超えた事業所の相互連携、情報共有、顔の見える関係づくりをおこなっている。

